

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定への意見を募集概要

平成 29 年の地方自治法の改正に伴い、市長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、条例で定めることにより、損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされたことから、本条例を制定しようとするものです。

内容

市長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、基準給与年額（注 1）に、次の区分に応じて、それぞれに定める数（注 2）を乗じた額を超える損害賠償責任額を免除します。

- (1)市長…6（給与 6 年分）
- (2)副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員…4（給与 4 年分）
- (3)公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、消防長…2（給与 2 年分）
- (4)職員…1（給与 1 年分）

注 1) 基準給与年額とは・・・損害を賠償する責任の原因となった事実が生じた日を含む会計年度において支給される報酬又は給料、期末手当等（扶養手当、住居手当、通勤手当等を除く。）の合計額を言います。

注 2) 定める数とは・・・・地方自治法により、政令で定める基準を参酌することとされており、当市では政令で定める基準のとおりの率としております。

【施行日予定日】

公布の日

【関係法令】

- (1)地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）
- (2)地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (3)地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 156 号）
- (4)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）